

控除の種類		人的控除の差額		
寡婦(寡夫)控除	特別寡婦	5万円		
	寡婦(寡夫)	1万円		
勤労学生控除		1万円		
障害者控除	同居特別障害者	22万円		
	特別障害者	10万円		
	障害者	1万円		
配偶者控除		自分の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除		自分の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	38万円超40万円以下	5万円	4万円	2万円
	40万円超45万円以下	3万円	2万円	1万円
扶養控除	特定	18万円		
	老人	10万円		
	同居老親等	13万円		
	一般	5万円		
基礎控除		5万円		

※配偶者特別控除の差は実際の差額とは異なります。  
平成31年度の税制改正により新たに控除の適用を受ける人は、控除差を起因とする新たな負担が増えることはないため、調整控除の対象とはならないこととなりました。